

重要事項説明書

社会福祉法人致遠会

認定こども園

桜町保育園

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号第5条第1項）の規定に基づき、次のとおり説明します。

1. 施設の概要

(1) 設置者

名 称	社会福祉法人 致遠会
住 所	長崎市油木町 65-14
電話番号	095-843-1133
代表者	理事長 野濱 哲二

(2) 施 設

名 称	認定こども園 桜町保育園		
住 所	長崎市上町 4 番 21 号		
電話番号	電話 095-821-3861 FAX 095-821-3880		
施設長	園長 増田 浩一		
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 認定を受けた児童		
定員 (122名)	1号認定	5人	
	2号認定	75人	
	3号認定 (0歳児)	9人	
	3号認定 (1・2歳児)	36人	
開設年月日	平成31年4月1日 (認定こども園は令和3年4月1日より)		
敷 地	敷地全体	767.5 m ²	
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造・5階建・ 陸屋根構造	
	延べ面積	1,945.4 m ²	
	保育室など	乳児室 0歳児	68.5 m ²
		ほふく室 1歳児	70.5 m ²
		保育室 2歳児	47.3 m ²
3歳児		51.9 m ²	
4歳児		51.0 m ²	
5歳児	52.3 m ²		
その他	医務室、便所、調理室、事務室		

2. 目的及び運営方針

- (1) 認定こども園 桜町保育園（以下「当園」という）は特定教育・保育事業の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、登園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育。保育事業を提供することを目的とする。
- (2) 当園は、特定教育・保育事業の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、特定教育・保育事業に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や、地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、「長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 9 月第 39 号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- (6) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

3. 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規
園長	1	1	
主任保育士	1	1	
保育士	24	8	16
栄養士	2	2	
調理師	1		1
子育て支援員	3	1	2
その他	2		2
合計	34	13	21

【勤務体制】

職種	勤務時間帯
園長	勤務時間帯 8:00~18:00
主任保育士 保育士	勤務時間帯 7:00~16:00、7:30~16:30 8:30~17:30、9:00~18:00 10:00~19:00
栄養士・調理師	勤務時間帯 8:30~17:30
子育て支援員	勤務時間帯 8:30~17:30

4. 開所時間および休業日

(1) 開所時間など

- 1号認定 8時45分～13時
(13時～16時45分まで有料で預かり保育あり)
 - 2・3号認定
保育標準時間 7時～18時(18～19時まで有料延長保育あり)
保育短時間 8時30分～16時30分(時間外は有料延長保育あり)
- ※開所時間を超えるお預かりはできませんのでご了承ください。

(2) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 土曜日(1号認定のみ)
- ③ 日曜日
- ④ 夏休み(1号認定のみ) ※8月10～18日までの間で設定
- ⑤ 年末年始 12月29日～12月31日、1月1日～1月3日
- ⑥ 大雨や台風、大雪、非常事態など当園が臨時に定めた日

5. 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

長崎市利用者負担額に基づく(コドモンでの口座振替をお願いします)

(2) その他実費に係る利用者負担

項目	内容・負担を求める理由	金額
主食代	1・2号認定子どもに係るごはん・パン代	月額2,000円
副食費 (1号)	1号認定子どもに係るおかず代	月額3,000円
副食費 (2号)	2号認定子どもに係るおかず・おやつ代	月額5,000円
預かり保育料 (1号)	時間外保育に係る費用	100円/15分 月額9,000円 (13時～16時45分)
延長保育料 (2・3号 標準時間)	時間外保育に係る費用	200円/30分 月額3,000円 (18～19時)
延長保育料 (2・3号 短時間)	時間外保育に係る費用	200円/30分 (7～8時30分、 16時30分～19時)
バス代	維持・車検費用及びガソリン代	月額往復2,500円 月額片道1,500円
父母の会	年間行事に係る費用	月額500円

※主食代・副食費・延長保育料・バス代はコドモンでの口座振替をお願いします。

※父母の会費は半年・年間払いでお願いいたします。

6. 特定教育・保育利用の終了について

以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が「子ども・子育て支援法」に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

7. 嘱託医など

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	ふくだこどもクリニック
院長名	福田 友子
所在地	長崎市江戸町 5-14
電話番号	095-821-8867

(2) 歯科

医療機関名	角町歯科医院
院長名	角町 正勝
所在地	長崎市出来大工町 62-4
電話番号	095-827-4418

8. 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変などの緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（家庭生活調書に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

なお、緊急連絡先などへ連絡がつかなかった場合は、当保育所の嘱託医に受診することがあります。

9. 要望・苦情などに関する相談窓口

当園における 相談窓口	受付担当者	園長 増田浩一 主任保育士 本田やよい
	利用時間	9時～18時
	電話番号	095-821-3861
	FAX	095-821-3880
第三者委員	秋月徹雄	095-862-1618
	馬場幸子	095-848-2973

10. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・屋外避難階段 有
非常災害時訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・消火訓練 年12回 ・地震訓練 年1回 ・不審者訓練 年1回

11. 利用者に対するの保険など

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険・保育園児保険
保険の内容	対人：1名1億円／1事故7億円 対物：1事故200万円
備考	保険料は当園が負担

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。

保育所名 認定こども園 桜町保育園

説明者職名 園長 増田 浩一 印

私は、本書面に基づいて、桜町保育園の利用にあたっての、重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者氏名 印

保護者住所

保護者からみた続柄

○ホームページやインスタグラムなどへお子さまの写真を掲載することを

承認します ・ 承認しません

※コドモンの写真販売では掲載をいたします。